

業務説明資料

1 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度浜松で活躍している女性による魅力発信記事作成業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 履行場所 浜松市内
- (4) 契約上限金額 1,661千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務内容

(1) 業務目的

浜松市において多様な分野で活躍する女性たちを取り上げ、そのキャリアやライフストーリーを紹介する連載企画を浜松市公式note等において実施する。会社員、農業従事者、起業家、文化・芸術・スポーツにおける功労者など、様々な職種や立場の女性をロールモデルとして紹介することで、浜松市の魅力を発信し、女性が活躍できるまちとしてのイメージを強化する。

(2) 業務内容

ア 取材対象者の選定・撮影時期

- ・取材対象者は以下の分野を参考に、地元出身者、移住者、子育て中（経験者）、DINKs、未婚者などの属性を考慮のうえ、浜松に住む女性のロールモデルとなるような人を幅広く選定し、企画提案すること。
 - a) 製造業（浜松の主要産業）
 - b) 農業・食品加工
 - c) IT・テクノロジー
 - d) 起業家・経営者
 - e) 教育・研究
 - f) 医療・福祉
 - g) アート・文化・スポーツ
 - h) 行政・公共サービス
 - i) 地域で活躍する人
- ・ターゲット読者は以下のとおりとする。ターゲット読者の興味関心を得られるよう創意工夫をすること。
 - a) 浜松市在住・在勤の女性
 - b) 浜松市への移住や就職を考えている女性
 - c) キャリアアップや転職を考えている女性
 - d) 浜松市の魅力に興味がある一般読者
- ・委託者との協議により決定した取材スケジュールを作成し、提出すること。
- ・取材・撮影は年度内に実施すること。
- ・受託者は、委託者と打合せや調整等を行う責任者を配置すること。
- ・取材業務に着手する前に打合せを行うこと。

イ 各取材場所における事前の取材許諾及び撮影準備等

- ・取材・撮影に際しての撮影場所の管理者との調整は受託者が行う。ただし、委託者による調整が必要な場合は、委託者が行う。
- ・取材・撮影に際して許認可等の申請が必要な場合、書類作成は委託者と協議したうえで受託者が行う。

- ・取材・撮影に係る施設利用料や体験料、その他必要経費は本委託業務料に含むものとする。
- ・取材・撮影場所については責任者等が確認・調整すること。
- ・取材・撮影に際しては、場所の管理者や撮影場所に配慮し、コンプライアンスを徹底のうえ周辺に迷惑を掛けないよう留意すること。
- ・撮影された画像等については作成後速やかに委託者に確認を求め、再撮影等の指示があった場合は対応すること。

ウ 記事作成（取材、撮影を含む）

- ・note 記事作成の前に、受託者、UD・男女共同参画課及び浜松市公式 note の所管課である広聴広報課の三者で表記ルールや校正回数等に関する打合せを行うこと。
- ・取材対象者と事前に調整のうえ、取材及び撮影を行い、記事を作成すること。
- ・文章は簡潔で分かりやすいものとし、専門用語の使用は必要最小限にとどめること。
- ・note 記事の文字数は概ね 2,000 字～4,000 字程度を目安とする。
- ・浜松市公式 note へ掲載することから、記事の語り手は浜松市職員となることを留意すること。
- ・記事は主に浜松市公式 note へ掲載する記事として作成するが、ターゲット読者により広く届けるため、動画等の様々な媒体による追加提案も可能とする。

エ 記事の納品

- ・記事納品数は 9 本以上とする。
- ・主な掲載先は浜松市公式 note とするが、その他の適切な媒体での発信方法がある場合は、提案することができる。
- ・浜松市公式 note 記事のアップロードは委託者が行う。なお、作成した記事は当該年度以降にアップロードされる可能性があることを留意すること。
- ・note に掲載する記事は、UD・男女共同参画課及び広聴広報課の承諾を得て決定することから、余裕を持ったスケジュールとすること。
- ・納品のデータは Word 形式とする。ただし、追加コンテンツがある場合は、適切な形式で納品すること。

オ 記事の広報・周知

- ・ターゲット読者に記事を周知するため、広報の方法について提案すること。
- ・提案には、デジタル広告や SNS の活用、その他の適切な媒体での情報発信など、多様な手法を含めることができる。
- ・デジタル広告を実施する際は、【別紙】「デジタル広告実施時における留意事項」を参照の上業務を行うこと。

3 成果物

(1) データー式

制作物一式をデジタルデータにして保存した記録媒体

4 その他

- (1) 契約締結後、業務予定表を速やかに提出すること
- (2) 本業務における成果品についての著作権、著作権等は委託者に帰属する
- (3) 納品記事に関する著作権肖像権等の権利は委託者に帰属するよう整理すること
- (4) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする
- (5) 受託者は、成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること

- (6) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること
- (7) 本業務の実施に当たって撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。また、編集内容について十分な検討を加えた上で、関係機関との連絡を密に図り、情報交換、調整、資料収集に努めること
- (8) 本業務の遂行に当たっては環境関係法令を遵守し、浜松市環境方針及び浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）に基づいて、事業の推進に努めること
- (9) 業務に変更等が生じた場合は、速やかに報告し、委託者と調整すること
- (10) 本仕様に記載のない事項については委託者と協議して決定する

【別紙】

デジタル広告実施時における留意事項

委託者及び受託者とが協議のうえ、以下の業務を行うこと。

1 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性の確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費を区分すること。
- (2) 本事業において、最終成果地点に至るまでの重要な指標を KPI として定め、レポートニング並びに、分析・考察レポートを最終的に提出すること。

2 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告運用を行う際は、浜松市公式の MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、浜松市とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

3 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) YouTube を利用する場合は、作成した動画は浜松市が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。なお、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (2) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。